

自治振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 3 号

自治振興基金条例の一部を改正する条例

自治振興基金条例（昭和46年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基金の額) 第 3 条 基金の額は、 <u>13,406,000</u> 千円とする。	(基金の額) 第 3 条 基金の額は、 <u>13,056,000</u> 千円とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。